

人権擁護委員委嘱・感謝状の贈呈

7月1日付けで、法務大臣から、左記の方が人権擁護委員に委嘱されました。  
また、6月末日付けで、法務大臣から感謝状が贈呈されました。

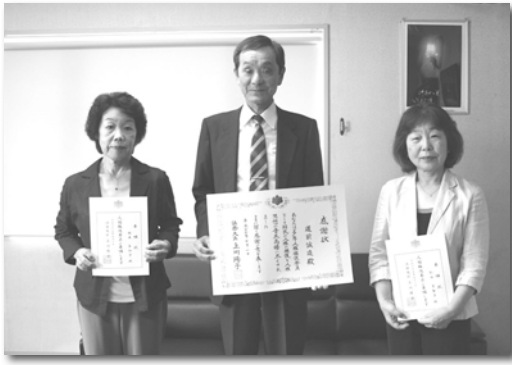
平成27年7月1日発令人権擁護委員

(氏名) 橋本 眞知子さん  
(氏名) 松谷 美智子さん

法務大臣から感謝状を受領

(氏名) 道前 誠造 さん

道前誠造様におきましては、長きに渡り人権擁護委員としてご尽力して頂き、誠にありがとうございました。



▲写真⑤から、橋本眞知子さん、道前誠造さん、松谷美智子さん

【人権擁護委員とは?】

地域で、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、隣近所のもめごと、家庭内での悩みごと、仕事先でのパワハラなどの困りごとなど、いろいろな心配ごとの相談を受けています。

そして、相談を受けるだけではなく、「人権を侵害された」という相談があった場合には、相談者の希望により法務局と協力して調査等を行い、お互いの利害・主張の調整を行うことにより、ものごとの解決に取り組んでいます。

●地域・学校・会社等での「人権出前教室」をしています。

●人権相談は、左記のように公民館等での特設相談所のほか、平日法務局で受けています(相談無料、秘密厳守)

【相談電話】 0570(003)110  
【問い合わせ】 08512(2)0240

平成27年度 特設人権・行政相談開設日

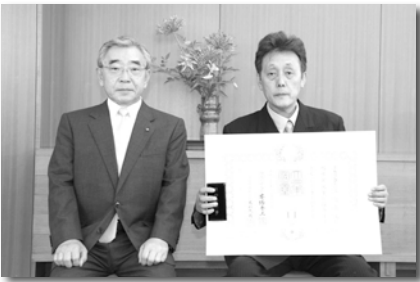
開設日	場所	時間
9/4 (金)	浦郷シルバー会館	10:00 ~ 12:00
12/4 (金)	黒木公民館	
3/4 (金)	物井公会堂	

湯浅貞美氏に旭日単光章

2月15日に逝去された元町議会議員の湯浅貞美氏に叙勲として旭日単光章が授与されました。氏は平成元年に西ノ島町議会議員に初当選し、計3期の12年間の長きにわたり、町議会議員として精励され、本町の発展にご尽力されました。

特に、総務厚生常任委員会委員長在任中、行政改革大綱実施計画の策定に関わり、計画の実現にあたって、町民と行政が互いに協力し合いながら取り組んでいくことが重要であると強く訴えました。その結果、職員定数・人件費の削減、各種補助金の削減、使用料の改定、組織機構の見直しなど、町民の理解のもとに取り組むことができました。本町の行財政は危機的状況を免れました。今回の受章は、氏のような功績が認められたものです。

長年に亘るご尽力に敬意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



▲写真⑥は代理の湯浅哲生さん

ストップ!いじめ!

「いじめ」が深刻な社会問題になっています。平成23年に滋賀県大津市で起こった事件が誘因となって、翌年、いじめ防止対策推進法が国会で可決されました。

西ノ島町ではこの法を受けて、西ノ島町いじめ問題対応専門委員会等設置条例を制定しました。この条例の制定の趣旨は学校でのいじめ防止はもとより、起こったいじめ問題について必要に応じて町・教育委員会が調査を行い、対処していくことです。

具体的には教育委員会にいじめ問題対応専門委員会を設置し、町にいじめ問題調査委員会を置きます。委員はいずれも識者、関係者を含む6名と4名で組織します。学校の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は教育委員会が前者に調査、審議を依頼します。前者の調査が十分ではないと判断したときは町が後者に再調査を依頼します。このようにいじめ問題の解決に取り組めます。保護者や地域のみなさまには、子どもたちを見て「いつもと様子が違う」「何か気になる」と思うことがありましたら、学校または教育委員会に連絡をいただきますようお願いいたします。

西ノ島町木造住宅耐震化促進事業補助金交付

西ノ島町内にある木造住宅の耐震改修を行う者に対して補助金を交付します。概要は次の通りです。

1. 補助対象建築物

- (1) 町内に所在する民間の木造の住宅であつて、階数が2階以下のもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工した住宅
- (3) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅

2. 補助金交付額

- (1) 耐震診断事業  
補助対象経費の10分の10以内の額  
(上限10万円)
- (2) 補強計画策定事業  
補助対象経費の3分の2以内の額  
(上限30万円)
- (3) 耐震改修事業  
①耐震改修工事に要する費用の額に0.23を乗じて得た額  
②所得税額の特別控除の額(国税分)  
・補助金は①から②の額を差し引いた額を交付する(上限90万円)

3. 問合せ先

役場地域振興課 電話 (7) 8131

隠岐島振興アクション・グループの募集

隠岐支庁県民局において住民団体が主体となつて行う取組を募集しています。離島振興計画で示された5つの重点戦略の実施を目指したグループの事業提案を審査し、採択となつたものについて隠岐支庁と当該グループが委託契約を締結し、経費のうち1団体あたり15万円を上限として負担します。

1. 申込期限

平成27年8月7日(金)まで

2. 実施機関

採択の日から平成28年3月31日まで

3. 募集件数

5件程度(予算の範囲内)

詳しくは隠岐支庁県民局ホームページをご覧ください。  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/oki\\_kemmin/](http://www.pref.shimane.lg.jp/oki_kemmin/)

4. 問合せ先

役場総務課 電話 (6) 0101

道路へのはみ出し危険です!

「少しくらい・・・」「うちだけなら・・・」と思つていたら、こんなことに・・・。道路へ、生垣や庭木の枝が出ていませんか?

●植木は道路に出ないように剪定しましょう。

●植木等は道路に置かないようにしましょう。

※賠償責任を負う場合があります。(民法)

また、8月は「道路ふれあい月間」です。

狭い道、広い道、曲つた道、真直ぐな道など、道路は色々です。

この機会に、道路のことを少し考えてみては、どうでしょう。道路はみなさんの貴重な財産です。道路への愛着を深め、身近な財産をみんなで守っていきましょう。

税務係からのお知らせ

8月分の税目等及び納期限は次の日程となります。

- 町県民税 2期
  - 国民健康保険料 5期
  - 後期高齢者医療保険料 2期
- 納 期 限: 8月31日(月)  
定期口座振替日: 8月28日(金)  
(再振替日): 9月10日(木)

納税通知書等で金額をご確認いただき今一度、通帳残高をお確かめいただきますよう、よろしくお願ひします。

町税等には納め忘れがない、『口座振替』をお勧めしています。納付等に関する相談は町民課(6)0103までご連絡ください。

